

第53回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後 3 時00分

司会（紀田総括主査） 定刻になりましたので、ただいまから、第53回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の紀田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から御挨拶を申し上げます。

石川環境農林水産部長 皆さん、こんにちは。大阪府環境農林水産部長の石川でございます。

第53回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変御多忙のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素から、本府の環境行政を初め、府政各般にわたり、格別の御支援、御協力をいただいておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、審議事項として、諮問案件が2件、答申案件が1件、それと報告事項が6件ございます。たくさんの項目となり恐縮でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

諮問事項の1つ目は、「河川水質環境基準に係る類型指定について」でございます。

2つ目は、「流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について」でございます。

審議事項の3つ目といたしましては、6月の審議会で諮問をさせていただきました「循環型社会推進計画の策定について」でございます。これにつきまして

では、部会において次期計画の考え方について取りまとめをいただいております。その結果を御報告いただきますので、内容について御審議をお願い申し上げます。

また、6件の報告事項につきましても、この間、各部会で熱心に御審議をいただきました。各部会の先生方には、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。後ほど部会長から御報告をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本審議会の審議事項とは別に、少し御報告をさせていただくがございます。

まず、1点目でございますが、大阪府環境農林水産総合研究所におきまして、羽曳野にございます食とみどり技術センターと、森ノ宮にございます環境科学センターがこの秋に移転・統合する予定でございます。研究所の本部でございます羽曳野で統合になります。環境分野と農林水産分野との融合が名実ともにはかれることによりまして、研究機能のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

また、本日の報告事項にもあります温暖化対策実行計画に記載の大阪府域における温暖化の影響に対する適応策につきましても、来年度、当面10年間に必要な府としての取り組みを環境農林水産分野のみならず、幅広い分野で取りまとめを来年度してまいることとしております。今後とも豊かな環境の保全と創造に向けて取り組んでまいりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

本日の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（紀田総括主査） それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますのが、議事次第、資料一覧、配席表、いずれも一枚物のペーパーでございます。

続いて、ホチキスどめで、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例、そして出席確認表をお配りしてございます。報酬等の支払い手続が必要な委員及び幹事の皆様については、御出席が確認できる書類が必要でございますので、お手数をおかけしますが出席確認表にお名前を御記入いただきますようお願いいたします。なお、この出席確認表は、お帰りの際、お席に置いたまま

にさせていただくようお願いをいたします。

続きまして、資料1-1及び資料2-1は、本日諮問をさせていただきます
諮問文の写しでございます。その他の資料につきましては、事前に送付して
おりますとおりですので、不備等ございましたら、また事務局のほうにお申し
つけください。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち34名の方の出席
をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づ
きまして、本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は諮問事項が2件ございますので、資料1-1、資料2-1により大阪
府から環境審議会に諮問させていただきます。準備をさせていただきますので、
しばらくお待ちください。

石川環境農林水産部長 それでは、知事にかわりませんが、私のほうから諮問文
を朗読させていただきます。

大阪府環境審議会、会長、奥野武俊様。大阪府知事、松井一郎。

河川水質環境基準に係る類型指定について（諮問）。

河川水質環境基準に係る類型指定にあたり、水質汚濁防止法第21条第1項の
規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな
取組について（諮問）。

標記について、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願いいたします。

司会（紀田総括主査） それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長
にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長 それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。よろしく御
協力お願いいたします。

まず、先ほど諮問がありました審議事項、（1）河川水質環境基準に係る類
型指定につきまして、事務局から、内容について説明いただきます。お願いし

ます。

片山環境保全課長 環境管理室環境保全課の片山でございます。よろしくお願
いいたします。

お手元の資料1-1が諮問文でございます。

次の資料1-2、A3横長の資料でございますが、これにつきまして御説明
を申し上げます。

資料1-2の左上にございます諮問の趣旨をごらんください。

水質の環境基準につきましては、環境基本法に基づきまして、カドミウムな
どの重金属や有機塩素化合物など、人の健康の保護の観点から定められており
ます環境基準と、生活環境の保全の観点から定められている環境基準とがござ
います。このうち人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域で一
律の基準が適用されております。

一方、河川におけます生活環境の保全に関する環境基準ですが、これにつ
きましては、恐れ入ります、資料の裏面をごらんください。

右側に表が上下に2つございますが、上が有機汚濁の指標でありますBOD
など5項目、下が水生生物の保全に関する亜鉛など3項目の環境基準です。い
ずれも複数の類型が設けられておりまして、水域の利用目的などに対応いたし
まして、これらのいずれかの類型をその水域に当てはめることにより、水域の
類型を指定し、それにより、その類型の環境基準が適用されることになってお
ります。

具体的に現在の府内河川の類型指定の状況でございますが、左側の表にま
とめております。例えば一番上の淀川下流の(1)という水域をごらんいただき
ますと、BOD等についてはB類型、水生生物については生物Bの類型に指定
されております。

恐れ入ります、資料の表にお戻りください。諮問の趣旨の中ほど、黒ポツの
3つ目でございます。

この類型指定につきましては、複数の都道府県の区域にわたる水域、河川で
言いますと淀川や大和川など、いわゆる県際河川の水域ですが、これについて
は国が、それ以外の水域、例えば寝屋川などの水域でございますが、これにつ

いては、都道府県がそれぞれ水域の利用目的や水質汚濁の状況等を勘案して類型指定を行うこととされております。また、これら利用目的や水質汚濁の状況等の実情の変化に応じまして、適宜、類型の見直しをすることとされております。

現在の府内河川におけます類型指定の水域数でございますが、一番下の府内河川の類型指定・改定の経緯とあります表をごらんいただきますと、左側のBOD等につきましては合計81の水域、右側の水生生物の保全につきましては合計63の水域となっております。また、この類型指定の見直しは、直近では平成21年6月に行っておりますが、右上の表でございます、その翌年度の平成22年度から5年間のBODの環境基準の達成率の推移を見てまいりますと、全体の達成率が90%を超え、類型別では達成率が100%となっている類型もあり、また、継続して環境基準を達成している水域もあるなど水質の状況等の変化が見られます。このため、より一層の水質保全を図る観点から、上位の類型への引き上げなど、類型指定の見直しにつきまして、今回、御審議をお願いするものでございます。

最後に、スケジュールでございますが、資料の中ほど、左側の検討スケジュールをごらんいただきまして、事務局といたしましては、水質部会におきまして御検討をいただき、パブリックコメントを経まして、本年11月ごろをめどに御答申をいただければと考えております。その後、類型指定の告示を行いまして、再来年度、平成29年度から、新たな類型に基づきまして、環境基準の達成状況等の評価を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

奥野会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問あるいは御意見、コメント、何かございませんでしょうか。

特段ないようですかね。河川の水質に関しては、かなり大阪府、よく取り組んできていると思いますが、時代といいますか、都市の変化に応じて少し厳しく、厳しくするという言い方が適切かどうかわかりませんが、基準を上げるわけですから厳しくなるんですか、そういうふうにするのはいいかなと思います

が、何か御質問ございませんか。

針原委員 弁護士会から来ております針原といいます。基本的な質問で申しわけないですが、農業用水がDで、工業用水の基準値よりも緩やかな基準で大阪府は扱っているというのは、言うまでもないでしょうけど、ちょっと知識の確認という意味でお尋ねいたします。

奥野会長 どなたか、今の御指摘。

片山環境保全課長 済みません。御質問の御趣旨がちょっと、済みません、お願いいたします。

針原委員 CとDで、Cのほうが厳しい基準だと思うんですね。工業用水でCにかかわらず、農業用の場合はDでいいと。普通、農業であれば、食物とかあれなので、それほど水質が悪くなるはずはないと素人は考えるんですが、それなりの事情はいろいろあると思いますが、その辺、知識の確認という意味でお願いします。

片山環境保全課長 はい。承知しました。工業用水につきましては、この表の下、細かい字で恐縮ですが、（注）4がございまして、1級から3級までに分かれております。1級といいますのは、沈殿による浄水操作ということで、簡易な沈殿処理だけで済むということです。2級になりますと薬注をしないといけないということで、それなりの手間をかけて浄水しないといけない。すなわち、1級のほうがきれいな水、2級はその下という、そういうことになりまして、要するに、工業用水として使うときにどういった浄水操作をするかによって区分がされておりますので、必ずしも農業用水よりも工業用水のほうがきれいなものだという意味合いではなくて、どういう操作をしないといけないかということで区分がされているということでございます。

奥野会長 多分、先生はよく御存じで、法律用語じゃないけど役所が決めたこういうのって、何だ、聞いているのは一例で、中身、ちょっと、専門家、今、目で私が答えると言ってくださったので、池先生に振ります。

池委員 多分御質問の趣旨は、農業用水は工業用水よりも安全性をもっと確保すべきであろうということだと思っておりますが、この場合の類型指定というのは、特に安全性とは直接関係しない生活環境項目に関するものです。別途定めら

れている健康項目が有害物質の基準であり、そっちのほうは工業用水のほうも農業用水のほうも厳しく規定されております。ここで挙げられている項目については、一般の有機物ですとか、窒素、りんのような逆に肥料になるようなものが中心ですので、そういう意味で有害性に大きく変わりはありません。工業用水もいろいろ処理をして使いますが、有害物質という面では、工業用水も農業用水もここでは直接関係しない形で指定されているものですので、御安心いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

奥野会長　そういうことです。そういうことを確認したいというのが先生の御質問やったと思うんですが、ありがとうございます。池先生と目がぱちつと合いましたので。

ほかに何か御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。単純に汚いとかそういうことではなくて、こういう類型を決めるときはそういう言葉を使うんですけど、今、池先生がおっしゃったような、これだけじゃなくていろいろなことがあるので、厳しくするという意味ではいいかなと思いますので、よろしいでしょうかね。ほかになければそういうことで進めたいと思います。

いつもこういう諮問があったときには、御専門の方に集まっていただいてグループをつくって、専門的な部会で審議するという方式をとっております。条例の第6条第2項に規定されていますが、これは水質のことです、先ほど部長が既におっしゃんですが、我々、水質部会を既に持っておりまして、そこで検討いただくのがいいのではないかと思います。このための新しい部会は設置せずに、水質部会で本件に関して議論いただくということにしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野会長

そういうことで、池先生の水質部会で御審議いただくことにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、（2）になります。「大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組」、これもやはり時代の流れでもう

少し見直したほうがいいのかという趣旨でございますが、事務局のほうから内容について御説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

福山交通環境課長 環境管理室交通環境課の福山でございます。

資料2-1の「大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について」の諮問につきまして御説明させていただきます。

諮問文の裏面に（説明）と記載しておりますが、この内容を踏まえまして、次の資料2-2のA3の一枚物で説明させていただきます。

資料左上をごらんいただきたいと存じますが、大阪府では、いわゆる自動車NO_x・PM法に基づきまして、大阪府内の37市町を対策地域といたしまして、NO_x・PM総量削減計画、第2次でございますが、これを平成15年7月に策定しております。この計画の目標でありますNO₂等の大気環境基準をより早期かつ確実に達成いたしますため、それまでの自動車環境対策に加え、流入車対策が急務とされ、矢印に沿って資料右側でございますが、平成21年1月から流入車規制を実施しております。この規制は、対策地域外から流入する車につきましては、環境負荷が低減された排出ガス基準に適合した車を使用するように求めるもので、その下の規制の概要でございますが、車両の運行者だけではなく運送を委託する府内の荷主や旅行業者、駐車場等の施設管理者などにも適合車の使用に関する義務などを課す制度でございます。

規制の実績でございますが、これまで7年間で、委員の皆様も府内のトラックとかバスに貼っているのをごらんいただいていると思っておりますが、この青いステッカーを、この間、約135万枚発行いたしました。また、約4万台の車両の立入検査を行いまして、延べ642者の事業者には適合車使用の指導を実施しております。

その結果、資料中段の左のグラフをごらんいただきたいと思っておりますが、これは、普通貨物車の例でございますが、府内の車両に占めます非適合の流入車の割合につきましては、規制前の平成19年度には17%でございましたが、平成26年度には0.8%まで低下いたしました。中央の棒グラフをごらんいただき

ますと、この非適合の流入車によります環境負荷でございますが、一番下の黒い部分でございますが、NO_xの排出量につきましては、3,570トンから90トンまで確実に低減してございます。

この間、もう一度資料の左上をごらんいただきますと、平成25年6月には、第3次の総量削減計画を策定いたしました。平成27年度までに、NO₂等の大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成するという27年度目標に向けまして、その下に書いてございます、自動車環境対策7項目につきまして、関係機関と連携しながら総合的に対策を進めてまいりました。

例えば、単体規制の推進につきましては、国において排ガス基準を段階的に強化され、自動車メーカーが排ガス基準適合車を製造するものでございます。また、車種規制につきましては、自動車NO_x・PM法により、対策地域内では適合車以外は登録ができないもので、ただいま御説明した流入車規制については説明させていただいたとおりでございます。

また、エコカー導入やエコドライブにつきましては、市町村や関係団体と連携いたしまして、普及啓発を実施しております。また、交通需要調整・低減や交通流対策につきましては、鉄道事業者や道路管理者が中心となってハード整備も含めて取り組んでおります。

これらの取り組みによりまして、その下の計画の進捗状況にございますように、NO₂は5年連続で府内の常時監視局全局で環境基準を達成するなど、大阪の大気環境は緩やかな改善傾向で推移しておりまして、平成27年度目標は達成する見込みでございます。

もう一度中央の棒グラフをごらんいただきますと、NO_xの排出量の推計を見ますと、棒グラフの右から2つ目の27（目標）と書いてございますが、平成27年度目標14,420トンに対し、丸で囲んでございます13,170トンと、既にクリアしておりますが、右端の平成32年度（目標）の11,220トンまで削減する必要があります。その横の円グラフをごらんいただきますと、排出量の全体の54%を占め、また、一番右のグラフでございますが、乗用車の162倍ものNO_xを排出する普通貨物車などの大型車の対策が今後とも重要となって

ございます。

このような状況のもと、左下の検討内容でございますが、大阪府といたしましては、「平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成する」という第3次計画に掲げる32年度目標につきまして、より早期かつ確実に達成することが重要と認識しておりまして、環境負荷の大きい大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について検討する必要があると考えてございます。

また、流入車規制につきましては、非適合の流入車の割合が大幅に低下し、環境負荷が低減されてきたことから、このような状況を踏まえた効果的かつ効率的な流入車規制の手法について検討する必要があると考えております。

つきましては、これらを一体的に御審議いただきたく、先ほど申し上げました諮問書より、この標題にも書いてございます「大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について」諮問させていただくものでございます。

右下のスケジュール（案）をごらんいただきますと、本件につきましては、平成19年に流入車規制の諮問をさせていただいたときに、この環境審議会に設置いただいております流入車対策部会での審議をお願いしたく、その際、自動車NO_x・PM法に基づき設置いたしました計画策定協議会の進行管理検討部会と連携していただきながら、来年度3回から4回程度開催いたしまして、パブリックコメントを実施した上で、11月ごろに答申をいただければありがたいと、平成29年2月の定例府議会での条例改正を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

奥野会長 ありがとうございます。ただいまの御説明で、御質問、あるいはコメント、何かございませんでしょうか。

針原委員 弁護士会から来ております針原と申します。

余り重要な点ではないんですけど、聞いていて個人的にわからなかった点だけ御質問させていただきます。

交通流対策のところ、ハード整備を進めておられるということをおっし

やたんですが、交通流対策のハード整備というのは具体的にどういったこと
でしょうか。

福山交通環境課長 例えば幹線道路のバイパスですとか左折レーンの整備、そ
れから一番大きなものでいいますと高速道路の整備といった府域全域につい
ての交通流の対策ということになっております。

奥野会長 よろしいですか。ほかにございませんか。先生、続けてもしまだあ
るんだったら。

針原委員 会長のほうからそう言われるんだったら。私もそうかなと思って、
やはりそうだな。余り道路をつくったら、かえって車は減らないのかなとい
う気もしたので、その辺、別に何か対策があるのかなと思いました。それだ
けです。

奥野会長 流入車と書いてあるところが微妙ですね。大阪府に入ってくる車を
だめというわけにもいかないのでなかなか難しい。以前、ステッカーを貼る
ということを義務づけて、これ3年ぐらいでぱっと効果がありましたので、
こういう規制というのは、政策としてはかなり成功するんですけど、その後
ずっと一緒ですから、じゃあ、ここで次どうするかというのはかなり難しい
問題になるんですけども。

ほかに何か御質問、御指摘ございませんか。

よろしいですか。私から聞くのは何かちょっとあれかな。

これ何か、つくられている車は、いい車になっているんですか。

福山交通環境課長 はい。先ほど自動車環境対策の1番でも御説明いたしまし
たが、国におきまして排ガス基準につきましては段階的に強化されておしまし
て、それに合致する車ということで、どんどん新車については非常にいいもの
に変わって行ってございます。

奥野会長 問題はここで、新しい車をどんどん買ってくださる業者が多かったら
余り問題にならないんですけど、でも、やっぱり昔の車を使わないと商売にな
らない人もたくさんいらっしゃるんで、そこがちょっと難しいところになるん
だと私は思いますが、後で言わないといけないんですけど、流入車対策部会で
こういうことやるんですけど、何か妙案があればいいんですけど、そんなに簡

単ではないから。なかなかいろんなことを総合的に考えないといけないと思うんですけど。

ほかにございませんか。よろしいですか。

普通車はこういうことはほとんどない。ほとんどないでしょうね。格段に量が違うので、こういう貨物車というのはやはりディーゼルですから、問題になっているようにディーゼルはなかなか難しいんですね。そういうところでこういうことを考えないといけないんですけど。

ほかにご質問がなければ、この件に関しても先ほどと同じように専門的なところで審議いただいて、ここに報告いただいて、皆さんと議論するという仕組みにしたいと思います。

先ほどの2-2の右のほうに書いておりますが、既に私たちは、流入車対策部会をここで持っておりますので、そこでこの件を審議いただいて、専門的に考えていただいて、そして、進行管理検討部会があつて、そことうまく連携してスケジュールも考えていただいて、平成32年度に向けてそこまで行けるような新たな取組をここで議論していただいて環境審議会に報告していただくと、こういう仕組みにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長 どうもありがとうございます。

じゃあ、先ほどと同じような仕組みで議論していただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

審議事項の3番目ですが、前の審議会のときに循環型社会の推進計画ということで、循環型社会推進計画部会で審議いただきました内容につきまして、ここで御報告いただきたいと思ひます。

それでは、部会長にお願ひします。

水野会長代理 それでは、部会長を務めさせていただきました水野でございます。

循環型社会推進計画部会から、「循環型社会推進計画について」ということの検討結果を報告させていただきます。

昨年の6月に知事から諮問がなされた後、本年1月まで計5回の部会を開催

しました。次期計画の目標の考え方、施策の基本方針等につきまして、専門委員4名を含めた8名の委員で検討を行いました。検討結果を資料3-2に部会報告としてまとめております。その概要を資料3-1にまとめておりますので、こちらの資料で説明させていただきます。

まず、1、計画の対象とする範囲につきましては、前回の計画改定で、すなわち現計画、現というかそれになるわけですが、既に廃棄物の減量化、適正処理に加えまして、循環型社会の構築を見据えた広い範囲としておりますので、この同じ範囲を対象とした上で、廃棄物処理法の改正も踏まえまして、災害時の廃棄物の適正処理についても計画の中に加えるべきだということにしております。

次に、2番目の現計画における目標達成についてですが、そこにあります表に、目標と実績を書いております。27年度目標ですが26年実績という形で上げております。左側が一般廃棄物、右側が産業廃棄物、縦方向は排出量、それから再生利用量、再生利用率、最終処分量という形で書いております。ゆっくり見ないとなかなかわからないかもしれませんが。

まず、一般廃棄物ですが、排出量は削減が進んではいますが目標は未達成です。最終処分量はおおむね目標と目標と同程度になる見込みであります。それから、再生利用量は横ばいで、再生利用率は平成22年度実績よりは上昇しておりますが、目標を下回る見込みでございます。

なお、現計画のときには、ですから数年前ですが、22年ですかね、そのころには、1人1日当たりの排出量と再生利用率と最終処分量が全国ワーストワンという状況でございましたが、現計画の期間中に1人1日当たりの排出量と再生利用率につきましては、全国ワーストワンを一応脱却しております。

それから、2番目の産業廃棄物ですが、排出量と最終処分量は目標を達成していますが、再生利用量は平成22年度実績より増加したものの再生利用率は横ばいで、ともに目標を下回っているということになっております。再生利用率関連が結果的には問題でございますが、これは後で説明させていただきます。

それから、3番目の目標とすべき循環型社会の将来像についてということは、これは現計画と同じく上位計画である大阪21世紀の新環境総合計画の循環型社

会の目指すべき将来像を採用しております。

それから、4番目の次期計画の目標の考え方について、平成32年度になります。これについてですが、(1)と(2)に一般廃棄物と産業廃棄物を書いておりますが、一般廃棄物と産業廃棄物ともに排出量とか最終処分量とか、1人1日当たりの生活系排出量につきましては、削減が進んでいることも踏まえまして、国の基本方針の目標、裏側にまた後で出てきますが、それと同程度以上の削減を目標とすべきとしております。

それから、再生利用量や再生利用率の目標設定に当たっては、再生利用率の算出方法とか、府域の特性、将来推計等を踏まえて、十分に検討すべきとしております。

そして、部会では、将来推計値の試算を踏まえまして議論をいたしました。裏面をごらんください。

まず、先ほど申しました国の基本方針という形が、右側の参考3に上げてあります。これは排出量と再生利用率、それから最終処分量、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量という形で、そこにパーセントとか何グラム/1人1日という形で上げております。

これを念頭に置いておきまして、左側の、裏側の左側で将来推計をしております。左側をごらんいただきまして、2つの表がございますが、上段の参考1は、大阪府の排出量の将来推計値（一般廃棄物）でございます。下の参考2は産業廃棄物でございます。一番左の欄ですが、区分として、排出量と1人1日当たりの生活系ごみの排出量、それから再生利用量、再生利用率、中間処理による減量、それから最終処分量とあって、現計画の26年度実績と目標がそこに書いてあると。それから、今のまま推移した場合にどうなるかというのが単純将来というところにデータが書いてあります。それから、対策を見込んだときに、これがどんな値になるかというのが、平成32年度の推計値として4つの、15%削減、30、45、60%削減という形で書いてございます。

対策というのはどういふのかといいますと、※2で、下の注釈にあるように、生活系ごみにつきましては、手つかずの食品の排出量、それから資源化可能な紙ごみ及びプラスチック製容器包装の混入とか、事業系に関しては、プラスチ

ック及び資源化可能な紙ごみの混入をそれぞれ15%、30%、45%、60%削減した場合に、こういった数値がどうなるのかということが書いてあります。

これを参考1で4つのケースの試算結果を見てみますと、例えば15%削減というところを見ていただきますと、一番上の排出量と1人1日当たりの生活系ごみの排出量、それから最終処分量という、この3つは、国の基準の右側にある数値を上回るんですが、ここで1つ問題は、再生利用率を見ていただくと、削減をどんどん減らしていきましても、その下から3行目の再生利用率というところを見てもらうとわかりますが、15%削減で再生利用率は15.8%。国の目標は27%と上がっております。例えば30%にすると18.0、それから45%にすると20.3で、60%削減しても国の目標には到底追いつかないということで、この数値は、少なくとも大阪府では、数値がそんなに、頑張っても伸びないという現実があるということが、ここでわかりいただけると思います。

それから、下の産業廃棄物でございますが、これは、構成は現計画の目標と26年度実績、それから単純将来をした場合と、それから対策を打った場合のことが書いてあります。今回は、対策は1つだけで、建設系混合廃棄物の発生抑制、これを見込みまして、それで一定減るわけですが、それに上の参考1でプラスチックごみなんか混入してこないということになりますと、こちらの方へ入ってきますので、量がふえていくという、そういう表になっておりますが、これでも対策を打てば、排出量と最終処分量は、国と同じ、同等以上の値が達成できるんですが、再生利用率に関しましては、ほとんど伸びないということになります。

ですから、基本的に、いろいろ申しましたが、再生利用率の目標設定というのは非常に慎重にやらないと、数値だけ上げて達成できないことになるという形で、これをするときにはぜひ慎重にやらないといけないという、そういう提言といいますか、検討結果としております。

それから、参考4のところへ、右側の2つ目の表でございますが、そこへ行っていただきたいと思います。

ここでは、大阪21世紀の新環境総合計画における平成32年の目標を示しております。一般廃棄物はリサイクル率を倍増とか、産業廃棄物はリサイクル等の

推進によりまして、最終処分量を48万トン以下とするということが目標として設定されております。

また表面の左の一番下をごらんいただきますと、さっきの4の(3)に戻っていただくこととなります。(3)大阪21世紀の新環境総合計画の目標がございますが、この循環型社会推進計画は、新環境総合計画の実行計画でありますので、両計画の整合性を確保すべきだと、そういうように考えました。一般廃棄物については、リサイクル率となっておりますが、3Rの取り組み全体の成果をあらわすものとして、最終処分量で設定することが適当ではないかと。今は、先ほど非常に感度の鈍い再生利用率と、リサイクル率がそれだと思いますが、それで設定するといいたしましたが、その指標は余りよくないという形で、最終処分量で設定することが適当であろうと。

それから、産業廃棄物に関しましても、これも最終処分量でやるということでございますが、ここで1つ問題といたしますか、問題を、新環境総合計画の平成32年度目標は48万トンでしたが、これは既に達成しておりますので、新環境総合計画の目標を、この次期計画の目標に改めていただくのが整合性がとれるんではないかと思っております。

次に、右側の5でございますが、新たな指標の考え方につきまして検討いたしました。

現在の国の目標と、それに準じている現計画の目標ですね、すなわち排出量、再生利用率、最終処分量など、こういった値は、極めてマクロなものでございまして、いろいろなブラックボックス的な数値、表現悪くいたしますと、井勘定的なところがあったりいたしまして、これを見てもよくわからないという指摘がございました。

それで、今後一層の取り組みを進めるためには、現行の目標だけではなくて、取り組みの成果を実感できる新たな指標の設定が必要であるということになりました。新たな指標としては、下に示すような課題を踏まえたものとするという形で、1つは、一般廃棄物の排出につきましては、現在は、家庭系と事業系を合計して扱っていると、これでは、トータルはわかるんですけど内容がよくわからないという形で、府民1人当たりの排出削減や分別に関する取り組み状

況を十分あらわせていないということで、それから、再生利用につきましては、紙類や缶の軽量化といった社会情勢の変化により再生利用量が影響を受けることとか、資源ごみの民間回収量は把握が困難でありまして再生利用率に反映されないとか、こういった問題がございます。

それから、産業廃棄物の再生利用につきましては、府域の特性として水分を非常に多く含む汚泥が排出量の7割近くあります。ということは、水分は再生利用ができないため再生利用率を、水分を含んだ分母で再生利用した量を割っても全然感度がよくない。それから値が非常に小さな値になるという形で、こういうことも反映した新しい指標で見ていくほうがいいんじゃないかということを考えてました。

これらを踏まえまして、下の表に示す新たな指標として、一般廃棄物は4項目の指標を立てて、これを数量化して進行管理をしていけばいいんじゃないか。それから、産業廃棄物は2項目ですね。これを指標として取り組み状況を確認していくと、これが適当ではないかという形をいたしました。

それから、こういった、その5番目の黒いひし形の3つ目ですが、こういった新たな指標を活用して、各主体の取り組み状況の推移を確認するだけではなくて、府民、事業者、市町村といった各主体の取り組みを促進していくことが必要であるという形にしております。

それから、6番目の循環型社会の構築に向けた現状の課題と施策の基本方針につきまして、幾つか部会で出された基本的な考え方を整理して提案しております。

それは、項目としては、リデュース・リユースの推進、リサイクルの推進、リサイクルの質と確保の向上、適正処理の推進、それから災害発生時における廃棄物の適正処理への備え、それと留意事項という形で取り組んでいくべき視点を中心に示しております。

細かい話は時間もございますので少し省略していますが、以上が部会報告でございます。

奥野会長 ありがとうございました。

短時間の間に、部会におかれましては、精力的にかなり中身に突っ込んだと

ころまで御検討いただいて、ただいま丁寧な報告をいただきました。ありがとうございます。委員の皆様にご改めましてお礼申し上げます。

それでは、今の水野委員の説明に対しまして、御質問、あるいはコメント、何かありましたら、どうぞお出してください。

山田委員 今回の計画についてですが、今までに加えて、一番最初の範囲についてというところに書かれていますように、非常災害時における廃棄物の適正な処理、大災害時の備えですね、ということが考慮すべき点として加えられたといいますが、そのことにつきましては、部会報告の20ページの下から21ページにかけて記述していただいています。その要約が、先ほど御説明いただきました概要の右下2つ目に書かれていまして、要するに、平時から連携体制を充実させておきましょうとか、人材育成を図る必要がありますねということは書いていただいているんですが、もう少し災害時の備えとして平時から少し、何といえますかね、ハードな面での備えを強化することができないかと思います。

例えば21ページの上から10行目あたりに、災害廃棄物を迅速に処理すると、一次仮置き場などで処理の早い段階から分別してやっていきたいと思います、ということを書いていただいているんですが、前の阪神・淡路大震災などの経験からしますと、やはり平時からそういうハードなものを備えておかないと、そのときになっても間に合わないんですよね。ですから、仮置きが必要だということはわかっているわけですから、例えば仮置きとか、あるいは処理をする、分別などの処理をするヤードを確保しておきましょうというような、そういう文言を加えていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

水野会長代理 現在、多分報告書の中には余り具体的なことは書いてないと思ひまして、ハードという言葉があつたのかどうかはつきり覚えておりませんが、具体的な処理施設をつくるとか、仮置き場をつくるとか、そういうことは計画の中で取り入れていただけたらと思ひておりますが、もし。

西村資源循環課長 資源循環課長の西村でございます。御質問ありがとうございます。災害廃棄物に係る取り組みですけれども、この循環計画の中では、基本的な災害廃棄物の処理の観点を踏まえまして、基本的な考え方を盛り込んでいきたいと考えています。

ただ、一方で災害廃棄物の処理に係る詳細な規定につきましては、こういった計画とか、また国のほうでも大規模災害時における災害廃棄物対応、そういう考え方も出てまいりますので、そういうことを踏まえまして、また別途、連携体制をどうしていくかとか、ただいまおっしゃりました平時からの備え、そういったものにつきましては、そういった中で具体的な処置を定めていきたいと考えております。

それから、今、仮置き場の話がありましたけども、我々はまたいろんな形で今の府内の市町村さん等も踏まえまして、どういった形で検討されるかということにつきましては、いろんな会議を通じまして情報収集に当たっておりますので、その点につきましては我々としても府域全体の状況を踏まえてまいりたいと考えております。

山田委員 詳細というか、具体的にどこに設けようとか、何を設けるとか、そういうことを書いてほしいということではありませんで、今、例えば仮置き場について確保、努力、いろいろと調査して努力していますとおっしゃっているわけですから、そういうことをしましょうということがなぜ書けないのかなと思うんですが、それは別にそんなに具体的過ぎることでもないと思うんですが。ほかには、そういう人材確保をしましょうと同じことですよ。廃棄物を処理するためには、一番にヤードが必要なんですよ。それができなかった場合に最終的に最終処分。最終処分地としてフェニックスを進めましょうということは書いてあるのに、なぜ仮置き場を確保しましょうということが書けないんですか。

西村資源環境課長 最終的に計画を書くのは我々になると思うんですけども、我々が市町村さん等お聞きしてみますと、仮置き場の問題につきましては、市全体ですね、各自治体さんにおける全体の災害対策を踏まえてという形をお聞きしております。ただ、そういった仮置き場とか災害に対する置き場、調整というものにつきましては、関係部署のほうから調整については考えているというふうなことが、最終的には市のほうで実際の住宅の問題でありますとか、実際の仮置き場全体を含めた災害の中で位置づけられると考えております。我々としては、そういった情報を踏まえて、助言できるものにつきましては助言という形で体制とか協力ですね、をとってまいりたいとは考えております。

奥野会長 納得されてないかもしれない。

この報告書の中に、もう少し、どういう表現がいいですかね。じゃあ、意見聞きましょうかね。

山田委員 前回、24年に推進計画が出されていますよね。それと、私は、余り大きく変わっていないと。特に災害のことについては、新たに提案を求められているわけですから、そのことについて少し踏み込んだことを書いていただく必要があると。

奥野会長 必要があると書いているだけですな。

必要があるのはみんな知っているんですよ。

御意見、先、聞きましょう。どうぞ。

福岡委員 部会に参加させていただいておりました大阪工業大学の福岡です。

これから申し上げるのは、部会で言っていた話ではなく、私の私的見解ですが、そういう仮置き場とかは、今でしたら福島の実験とかそういうのがあって、必ずしも周辺の方々が歓迎すべき場所ではありませんので、想定しておくのは絶対必要なことなんですけれども、はっきりここがそうであるとか地図に書くためには、やはり周辺の方々の合意が要るとか、そういう問題があると思います。それを順次やっていかれると思うんですが、余り事を急ぎ過ぎますと周辺の方から反対があって、そういうつもりではないのにできなかつたと。

山田委員 こういう準備をしてくださいということを申し上げているわけじゃないんですよ。こういう計画を立てるということは、府民にこういうことが重要ですよということを認識していただくためにつくるわけでしょう。どこにもそういうことが書いていなければ、一般の方は理解していただけないわけですから、そういう文言が入るべきだと私は思います。

奥野会長 この21ページの本文のほうだと、20から21ページのところに、必要があるとだけ書いてあるので、もう少し踏み込んで書いてもらえませんかというのが山田委員の御指摘だと思うので、それはあり得ることかなと、会長としてはそう思いますが、ほかに何か。ここでなくてもいいですけど、御意見ございませんか。

もっと踏み込んだ具体的なことにすると、専門的な立場から、それは難しい

という。だから、それは報告書に書くことではないでしょうと、これは山田委員も承知の上ですね。

ほかにございますか。ほかにございませんか。かなり広い範囲で、ごみ処理といたしますか廃棄物の処理で問題を検討していただく。

石川委員 今後の施策の方針ということで、留意事項のところに普及啓発や環境教育という言葉が出てきておりますので、一言意見を申し述べさせていただきます。

これだけ具体的な計画、目標があるのですから、多くの市民が学ぶということを中心としてごみを減らすことが大事であるということは御指摘のとおりだと思いますが、どういうふうにして学ぶのかという、進行管理の方法を学ぶことについては非常に手薄ではないか。減らしましょう、減らしましょうということだけではなくて、事業所や職場で、P D C Aで回すということと同じように、各家庭でも地域でも学校でも、そういう手法をまず学びながら、自分たちの暮らしを見直すというような、そういう趣旨の環境教育にも力を入れていただきたいと思いました。

以上でございます。

水野会長代理 この報告の中では、環境教育とか、市町村との情報交換とか、府民との情報交換とか、情報が非常に大事だということは表現していると思います。そこは、かなり環境教育のところも力を入れて議論されましたので書いているかと思いますが、何かそこは修正を要求するとか、そういう話でしょうか。

石川委員 いえ、そういうことじゃないです。

水野会長代理 よろしいでしょうか。

奥野会長 3-1のほうには短い言葉で書いていて、本文のほうには踏み込んだところまで、例えばとは書いてないですけど、具体的なことも、環境教育という一言では済ませてないのでいいのかもしれません。

ほかにございませんか。よろしいですか。

かなり広い範囲で言っていて、大阪府の場合、生活系のごみというのがなかなか難しいですね。従来からそういうところに。産業廃棄物のほ

うは、割と規制も、くっとやると、ぐっと効果があるんですけどね。何か生活系のごみというのをまとめると、グローバルでぱっとまとめるとなかなかうまくいかないというのがずっとみんなが感じていることだと思うんですけど、今回かなり、もう少しみんながわかるような指標も使って啓発もしていきましょうということなので、全体としてはいいのかなとは思いますが。

ほかに御指摘ございませんか。

それでは、先ほどの山田委員の御指摘で、水野部会長と私が相談して、この表現を、ただ必要があるで終わらないで、もうちょっと踏み込んだところに、私に任せていただけたら、報告書、最後まとめますので、そういうふうに了解いただけますか。そしたら、水野部会長と私とで、さっきの意見が反映するような、山田委員の意見が反映するような形で最後の報告には少し踏み込んだところにさせていただきたい。何かぱっとアイデアが浮かびませんが、とにかく何か必要ではあるだけで終わらないようにしたいということですので、そこをちょっと、よろしいでしょうか。私のほうにお任せいただけるということであれば、部会からの報告を受けて、環境審議会では、この報告を受けたという手続に、そういうことでいいのかな。それでいいのかな。そうですね。審議会の報告をここでは受けて、最後のちょっと言葉は会長に任せていただくということでいただければ、よろしくお願ひしたいと。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長 どうもありがとうございます。

ここで、先ほど水野先生の説明の中に出てきたんですけども、この問題というのは、ここの環境総合計画に目標があって、そこと整合をとらないといけませんので、そこについて事務局ではきっちり対応とって、こっちはこっちで、こっちはこっちということがないように、よろしくお願ひしますという、私からお願ひしないといけないですけど、それはどなたか事務局で、はいという、わかりましたと言っていただけませんか。

馬場環境農林水産総務課長 環境総合計画の対応の件に関しまして、ただいま審議いただきました答申の内容から、見直すべき箇所につきましては、実行

計画である循環型社会推進計画の目標値と環境総合計画の目標値と整合をとる範囲のものになると考えておりました、改めてどういう部分に修正が可能かどうか内容を整理いたしました上で、部会の開催の必要性や、審議会での審議の取り扱いにつきまして御相談をさせていただきたいと思っております。

奥野会長 水野先生、それでいいですかね。

水野会長代理 はい。

奥野会長 そういうことで、部会のほうとうまく整合性がとれるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、審議事項に上げましたのは、以上の3件でございます。

その次は、幾つかの報告事項が続きますが、報告事項が6件ございます。

それでは、一番最初の報告事項が毎回ここで話ししていただいておりますが、「温泉法に基づく温泉掘削等許可について」ということで、益田委員のほうからお願いしたいと思います。

益田委員 益田でございます。

お手元にお配りしております資料4をごらんください。

前回の環境審議会以降に、2回の温泉部会を開催いたしました。

今年度の温泉部会、平成27年8月4日に第1回、平成28年2月26日に第2回を開催いたしました。この2回分について、まとめて結果を報告いたします。

第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請2件、同じく第2回温泉部会では、温泉掘削許可申請1件につきまして審議いたしました。審議の結果は資料4の裏面でございます。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

大丈夫という判定がされたということですが、御質問ございませんですか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。

次の報告が、「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」ということで、これは池委員ですかね。よろしくをお願いします。

池委員 水質部会の部会長を務めております池でございます。

資料5-1に基づきまして、平成28年2月9日付で知事から諮問され、同日付で答申を行いました28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に係る審議の結果について御報告させていただきます。

大阪府環境審議会条例及び大阪府環境審議会水質部会運営要領の規定によりまして、部会の決議を本審議会の決議としておりますことを申し添えておきます。

それでは、資料5の2ページ目をごらんください。

平成28年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要について説明を申し上げます。

まず、1ですけれども、平成28年度測定計画策定に当たりましての主な検討事項を書いております。従来の考え方に大きな変更はありませんが、公共用水域については、①に書いておりますとおり、「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方」に基づきまして、毎年過去5年間の有害物質等の検出状況に応じまして、測定地点や測定回数を見直すこととしております。今回もこの考えに沿って測定地点、回数を設定しております。

②として、河川の代表的な汚濁指標であるBOD等の1日当たりの試料採取回数についても検討を行っております。環境基準を継続して達成している河川のうち、流況変動の小さい河川の6地点につきましては、水質データ等を詳細に検討して、試料採取回数を1日当たり4回から1回に変更することとしております。

以上のような検討を行いまして策定いたしました測定結果の内容は2及び3に記載しております。

2ですけれども、公共用水域の測定地点は、河川は利水状況を考慮して、また海域は地形、潮流等を考慮して汚濁状況を総合的に把握できるように設定しております。平成28年度の測定地点は、100河川、139地点及び海域が22地

点となっております。また、底質については、河川が50地点、海域は15地点で、これら地点数は、前年度から変更はしておりません。地点の図は、3ページの図に示したとおりでございます。

それから、測定項目ですけれども、人の健康の保護に関する環境基準項目などを4ページの表の1のとおり設定しております。地点によって測定している項目が異なりますけれども、健康項目、それから生活環境項目等について、河川は約90項目、海域は約60項目を測定することとしております。

それから、5ページの表2につきましては、測定回数を示しております。原則として測定地点ごとに過去の検出状況や、あるいは利水の状況等を考慮の上、設定をいたしました。

2ページに戻っていただければと思います。

3の地下水についてですが、地下水の常時監視調査では、3種類の調査を行っております。府域の全体的な地下水の水質状況を把握するための概況調査、概況調査等により新たに発見された汚染について原因究明のために汚染井戸周辺地区調査を行います。また、汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域の監視のための継続監視調査を行っております。この3種類の調査を行っております。測定地点につきましては、概況調査は、毎年、地点の見直しを行います。継続監視調査は、地点の追加、あるいは終了によりまして地点数が変動いたします。平成28年度は、概況調査は78地点、継続監視調査は138地点で実施することといたしました。

測定項目は、概況調査については、環境基準項目でありますカドミウム等28項目、気温等の一般項目が6項目になってございます。測定回数は、概況調査及び継続監視調査について、各測定地点において原則として年1回以上となっております。

以上のとおり、水質部会における審議の結果は、平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画という形にまとまっております。資料5-2の製本をしたものにまとめさせていただいております。またごらんいただければと思います。

資料5-1の6ページですけれども、参考資料、公共用水域及び地下水に係

る水質の現況について、平成26年度のデータについて御紹介いたします。

①で河川健康項目、いわゆる有害物質ですけれども、これについては139地点中135地点で環境基準を達成しております。4地点で達成していませんけれども、これは、ほう素が環境基準を超えているということで、海水の影響による自然由来のものというふうに考えております。

それから、河川のBODにつきまして、環境基準に係る類型別の達成状況を参考図1に示してございます。6ページです。先ほど、河川水質環境基準に係る類型指定について質問もありましたが、BODの環境基準は一律ではございませんで、6段階の類型で決まっております。

参考図1の左側のグラフでは、左側から順に最も基準の厳しいA類型の水域数、次に厳しいB類型の水域数というように示してございますが、さらに各類型の中の白地の部分が基準を達成しているという表現になってございます。グラフで白っぽい部分と黒っぽい部分が順番に繰り返していますが、白っぽいほうのグラフは基準を達成したということです。

大阪府では、この20年で、平成13年度から15年度にかけて、及び22年度に類型指定の見直しを行ったことから、最も基準の緩いE類型の水域数が減少して、基準の厳しいA類型、B類型の水域が増加している様子がごらんになれるかと思えます。このように上位の類型への移行が進む中で、達成率、白い部分ですけれども、この割合は、各類型とも上昇しております、全体の水質はよくなっているといえます。平成26年度は、最も厳しいA類型について、昭和46年度以降初めて全ての水域で環境基準を達成いたしております。府域全体の達成率は90.1%と、前年に比べてさらに向上した状態でございます。

それから、7ページの参考図2は、府内の主要河川のBOD濃度を示したものでございます。長い40年間のデータがございますけれども、全ての主要河川のBODの濃度が低下傾向になっておりますので、改善しているということでございます。

6ページの②、海域のところに戻っていただきまして、健康項目は海については全地点で環境基準を達成しております。また、海域の代表的な汚濁の指標でありますCODにつきましては、兵庫県域を含めまして大阪湾全体で評

価することとなっておりますが、達成率は66.7%で横ばいの状態でございます。全窒素、全りんについては、ともに全ての水域で環境基準を達成している状態になってございます。

次に、地下水ですけれども、7ページに参考表がございます。過去5年間の概況調査の実施状況、環境基準の未達成状況をまとめたものでございます。平成26年度は、概況調査を80地点で実施して4地点において、鉛、砒素等の5項目で環境基準が達成されませんでした。環境基準未達成の地点につきましては、必要に応じまして汚染範囲の特定、あるいは原因究明の調査を実施するとともに、飲用井戸がある場合には飲用指導を行っている状態となっております。今、平成26年のデータを最新のものとして御紹介しましたが、現状、27年度も調査についても取りまとめをしているところでございますので、また御報告を申し上げることになると思います。

平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質問、あるいはコメントございませんでしょうか。

前迫委員 御説明ありがとうございます。

河川のほうは、環境基準9割方達成ということでございますけれども、川を見ていると、水質的にはそこそこと言ったら申しわけない、水質、BODという基準で見ると年々よくなっているということで大変、御努力をされているんだなということはわかりますが、BODが示すところの生物群集との関係というか、川として、自然共生社会を、先ほどの循環型のところでもうたっておられましたが、BODだけで主要河川の評価をするというのは、これは1つの手法として出しておられるとは思いますが、そのBODが徐々によくなってきているということと相まって、生物群集のほうの生態系としても徐々によくなっているんだというようなデータがないでしょうかというのが1点と。

9割方よくなっているけれども、あと10%分達成していない河川が、例えば

このグラフから読み取ると、大津川とか大和川あたりがまだまだというところも残っていると。では、そういうところに対しては、もちろん努力されていると思うんですが、具体的にどういうところに力を入れようとされているのかを、少し補足説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

奥野会長 どっちから言いますか。事務局で行きますか。水質調査の計画のことではなくて、なので、事務局からまず行ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。両方のことがありますね。今日、石井先生はおられないけれど。

片山環境保全課長 はい。BOD等の水質だけではなくて、先ほどの類型指定の見直しのところで、水生生物の保全の観点からもご審議いただくことになりかと思えます。そのために、我々は、環境農林水産総合研究所とも連携をいたしまして、府内主要河川の水生生物の実態の調査を進めておりまして、その結果を踏まえて類型指定の見直しを御議論いただけるかなと思っております。その内容につきまして、また改めて御報告もさせていただきたいと考えております。

奥野会長 先生、何かありますか。よろしいですか。

池委員 調査をされていて、水質が生物に反映してきているとは思いますが。

奥野会長 そういうデータとかありませんかというのが最初の質問だったのだけど、それはちょっと、ごめんなさい、思わず何か。

池委員 データは、環境農林水産総合研究所でもいただいているということでしょうか。

奥野会長 あるはずですよ。何かそんなコメントがあったらいいなと思ったんですけど、それで事務局に振ったんですけど。いいですか。伝わっていますか。

片山環境保全課長 はい。そういったデータをとっておりますので、またそれは御報告させていただきたいと思っております。

前迫委員 ありがとうございます。一応念のために確認で。BODという、そういう水質データだけではなくて水生生物からのデータもおとりになっているというところで、それは、生物の中には動物、植物、両方入っていると思

うんですけれども、動物、植物両方のデータをおとりになっているということでもよろしいのでしょうか。

片山環境保全課長 実際の水生生物のデータといたしますと、魚類ですので、そういう意味では動物ということでございます。

前迫委員 ああ、魚類ね。

片山環境保全課長 はい。魚です。

前迫委員 魚類ということですね。それは今後、生物群集として、魚類も重要だとは思いますが、水生生物センターも魚類の研究者いらっしゃいますし、それはいいデータとれるだろう、とっていただいているだろうとは思いますが、今、生態系ネットワークを考えたときに、魚類だけでは不十分という、多分、理解は、水生生物の総合研究所ですかね、あちらのほうもされているんじゃないかと思えますけれども、そういう点で、今すぐのお答えでなくても結構ですけれども、今後、BODを評価するということは、イコール河川の生態系の評価ということもリンクして、川をよくするという、達成率の意味合いというのは、自然環境保全とつながっていくべき事項であると考えるところがあるので、そういうデータも今後とっていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

片山環境保全課長 はい。

奥野会長 それでよろしいですか。

池委員 大和川等まだ改善してないところについては、主に下水がまだ完備されてないところです。雨天時に道路などから出てくる負荷も含めて、それらに対する対策整備は進めています。そういう施設の整備というのは段階的に進んでいますので、水質は徐々によくなってはきているんですけど、まだ不十分などがあるというのはそのとおりでございます。

奥野会長 BODでやるということは、やっぱり一番そこが大きくて、行政としては、下水道とか、そこが押さえないとはいけませんよね。先生の御質問のように、底質を測ったり、ちょっと大きな魚を追っかけたりと、それはもちろんあるわけで、こういう数字でなかなか出てこないということだと思いますので、今後、説明されるときに、そのリンクもよろしくということでした。

解いただきたいと。

池委員 フォローしますと、環境基準で定期的に測っているものと、実際に生物を調査するというのはちょっと違うサイクルで行われているところがありますので、同時につき合わせることはなかなか難しいです。研究所等ではデータを蓄積しているので、それらはある機会にとりまとめて、水質と実際の環境がよくなっているということの整合性を示すのは重要なことだと思います。また検討していただきたいと思っております。

奥野会長 こういう行政チックといいますか、やっぱり環境基準とかそういうところでまず行きますので、そういう説明になることを御了解いただいて、もう少し突っ込んだところでは、今、池先生おっしゃったようなところがあるんだということをお願いしたいと思えますけども。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

さっきちょっと一言、忘れちゃったんですけど、この部会の報告をここで受けるということは、この環境審議会の決議といいますか、そういうことになっていますので、温泉のほうもそうですが、御了解いただきたいと思えます。

じゃあ、水質部会の報告書も、この我々の審議会の決議になりますので御了解ください。

次へ行きましょうか。

次は、温暖化対策部会の報告ですが、ヒートアイランド対策推進計画の進捗状況ですが、これは水野先生でしたか。

水野会長代理 水野のほうから、また説明させていただきます。

温暖化対策部会におきまして、資料6でございしますが、大阪府地球温暖化対策計画とおおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理について審議を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

まず、1の大阪府温暖化対策実行計画の進行管理についてでございますが、これは2012年策定の前計画、この計画の最終年度が2014年度になっておりまして、2013年度、これは進捗状況と、それから昨年3月に策定しました現計画、2020年度を目標年度にしておりますが、この進行管理の案を審議いたしました。

左側が前計画の進捗状況でございます。

(1) で、大阪府域における2013年度の温室効果ガス排出量についてでございますが、削減目標は、2014年度までに温室効果ガス排出量を、基準年度、この場合1990年度になっておりますが、それ比で15%削減するとしております。なお、このとき、その※2に書いてありますが、電気の排出係数が震災後、大変大きく変動しておりますので、その影響をお受けして、それを一定という形で2008年度の値を用いて、要するに、エネルギーを使う側でどれぐらいの改善がなされたかということの評価しようと、そういう形になっております。

2013年度の温室効果ガスの排出量は、進捗状況でございますが、4,893万トンで、基準年度比17.9%減となっております、計画を上回っているということでございます。

それで、内容は、内訳を見ますと、その四角に囲っております、産業部門は31.8%削減している。それに対して、民生部門（家庭・業務）では19%増加となっております。ちなみに、もう少しコメントを加えますと、19%増加しているんですが、ずっと今日まで増加し続けているわけではなくて、1つは、民生用も2005年度ぐらいから頭打ちで減少傾向になっているということを少し御認識いただけたらと思います。その右側の図に排出量の、実排出量と、電力の二酸化炭素排出係数を固定した場合と、両方加えております。固定しないと基準年度比1.7%減少という形になっております。

次に、(2) でございますが、計画における施策の取り組み状況についてという形で、前計画では、各部門の取り組みに目標値を定めて進行管理をしています。その一部がそこに挙げてありまして、丸が達成できたもの、ペケが達成できなかったものね、三角は、まだ来年度にならないとどうなるかわからないという形のものがそこに書いております。

例えば一番最後の太陽光発電ですね。この設備の導入量は、30万キロワットという形で目標にしておりましたが、FIT制度などの進展で、その倍以上行っていることなどありますが、達成できてないものも幾つかあるという形でございます。

それから、右側の現計画の進行管理の案について説明いたします。

昨年の策定ですので、まだデータがありませんので、数値を見てどうということは言えませんが、どういう形でやっているかという、これは環境審議会が昨年か一昨年から答申を出したものに沿っているのですが、どういうことに現実的になっているのかを少し御紹介させていただきたいと思います。

2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減すると。基準年度はいろいろ移り変わりますが、国の方針もいろいろ変わりますので、計画年度内では、1つの統一した形でやろうという形にしております。

それから、対策指標、②に書いてありますが、前の計画と比べて少し変わっておりますのは、各部門ごとの対策の進捗状況を見ることによって、それが二酸化炭素にどれぐらい寄与するかということがわかるような指標を選んでおります。そういう前計画との違いでございます。

それから、(2)の計画における施策の取り組み状況でございますが、今度新たな取り組みとして、先ほど部長もおっしゃいましたように、適応策の取り組みを新たに追加して、これをやっていこうとしております。今までやったのは緩和策ですが、気温が温暖化して困った点を、そういう影響を軽減する適応策を進めるということにしております。その②のところ、こんなような21世紀末の気候変動予測として、こういうことが言われているという形で、国におきまして、昨年の11月に適応計画が策定されましたので、大阪府でも、その③に書いております27年度の環境農林水産分野について取りまとめて、28年度にその他、自然災害や健康等の分野も含めた大阪府域における気候変動の影響に関する適応策が取りまとめられていく予定でございます。例えばどんな適応策があるかと、一番下に、稲と水産について、こういうことがあるよということが挙げてあります。

以上が、地球温暖化実行計画の進行管理の結果でございます。

続いて、裏面のおおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理について報告します。昨年度の環境審議会からの答申を踏まえまして、進行管理も温暖化部会で行うことになっております。したがって、その報告をさせていただきます。

これも具体的データが出ておりませんので、進行管理案について、こういうことでいいだろうという形で部会で審議いたしました。

目標が2つ、ヒートアイランドに関してはございまして、目標の1つは、夏の夜間の気温を下げることによって地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らすという、そういう形にしています、これは2025年までに達成するという計画です。

それから、目標2は、これはどちらかというところ適応策になるんですが、屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることによって、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善すると、こういうことになっております。

それから、左側の目標1の進行管理ですが、ここで少し新たな取り組みをしているということを御紹介したいと思います。

これは、熱帯夜日数をずっと追いかけていくんですが、何せ気候は変動いたしますので、よくわからないという形で、今回新たに取り入れました方式は、システム計算値という形で熱帯夜日数の削減割合を計算で出して、それを参考にして進行管理をしていこうという、こういうやり方をしております。

ここでシステム計算値というのは、要するに、シミュレーションで出したんですが、これは大阪府が環境省の委託を受けて開発したものでございまして、こういうものをまだ使って進行管理ないし対策計画をやっているところはないという。ですから、大阪方式とでも言うべきものでございます。余り長いことレクチャーしていると問題かもしれませんが、地球温暖化というのは、やはり温度目標があつて何度以下に下げようという目標、温度目標、これは環境目標であります。それに対して、対策計画はどうしているかというところ、負荷をどれだけ減らすのかという行動目標、これは二酸化炭素をどれぐらい減らすかという行動目標でやっているところ。これをヒートアイランドに関しては、熱帯夜日数の、先ほど言った温度目標ですね。それだけではなくて、大気へ移る熱がどれぐらい減ったのかという形が、これが負荷削減の行動目標になるべきなんですね。これをやっているのは大阪が、取り入れ始めているのは大阪が初めてだということ認識していただければありがたいと思いま

す。

表1を見ていただくと、2000年の基準年は、熱帯夜日数が37日と、システム計算による熱帯夜日数も37、これは合わせるようにシミュレーションが調整してあると考えていただいて結構かと思います。それから、2013年の実績が28日という形で、実績は、2.4は削減しているということでございます。

これをシステム計算値でやると35日になります。ということは、0.5割削減しているという形で、じゃあ、残りの1.9割は何なんだという、1つは、まず、これは、システム計算は気候条件を固定しておりますので、温度が少し涼しかったという自然原因と、このシステム計算の中に入っていない項目もまだ実はございますので、その2つが絡んでいますが、少なくとも0.5割は説明できる量だという位置づけになります。もちろんシステム計算値が正しいとしての話ですが、これはおいおいシステム計算値も修正しつつ精度を上げていくということが必要になってくると思います。

それから、(2)住宅地域における夏の夜間の気温を下げる取り組みの進捗状況という形で、これも幾つか取り組みを挙げておりますので、それは年度ごとに取りまとめて、翌年度の環境審議会でご報告することになると思いますが、ここでも、一番下の黒い四角で書いておりますが、建築物のヒートアイランド対策の導入を促進するために、大気熱負荷の小さい建築物とするよう環境配慮制度において助言、誘導を行うことを今回から実施することになっております。これも建築物をつくる時に大気熱負荷がどれだけ減るのかという数量的なデータをもとに助言、誘導を行うという形で、新たな大阪方式とでも言うべき考え方だと思います。

それから、右側の屋外空間における夏の昼間の暑熱環境の改善についてということで、これも具体的なデータは次年度から出ますが、表2に書いてあるような取り組みが2014年度に行われたということをもとめております。

それから、一番下の破線の中のグラフは、熱中症で運ばれた人がどう推移しているのかということですね。これも一応御参考までに見ていただければと思います。

以上でございますが、進行管理も進行も、新しい知見を踏まえながらやって

おられるという形で、部会では、おおむねうまくやられていると評価しております。

以上です。

奥野会長 だんだん時間が迫ってきて気になってきたんですけど、温暖化の進捗状況ということですので、いいかなと思います。何か御質問ございますか。何か時間がなくなってきて、これで、はいと言ってごめんなさい、いいですかね。進捗、うまくいっているというお話で、大阪方式のことも出ているということなので、次、行かせてください。済みません。

次は、環境・みどり活動促進部会の報告でございます。

石川委員、お願いします。

石川委員 それでは、部会長にかわりまして、急ぎ足で御報告申し上げます。

本部会の決議も、先ほどの部会と同様に本環境審議会の決議といたしております。

それでは、資料7-2をごらんください。

部会を本年度は5回開催いたしまして、各種補助事業や顕彰制度に係る審査、それから基金等の活用方策に係る検討を行いました。それぞれの内容について資料3以降に詳細な説明をつけておりますので、後ほど御参照ください。

まず、みどりづくり推進事業の審査結果についてです。

この事業は、「みどりの基金」を活用して、地域住民などの協力によって樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化活動に補助を行います。第1回の部会では、1件の申請について審査をしまして、大阪市の長楽苑グリーンクラブについて補助を認めました。第3回部会でも、二次募集で1件申請がありましたが、審査の結果、評価点の下限値を下回っていませんでしたので採択しませんでした。

2つ目、環境保全活動補助金事業の審査結果についてです。

この事業は、「環境保全基金」を活用して、民間団体の豊かな環境の保全や創造に資する自主的な活動を支援するというもので、事業に補助を行っております。11件の申請に対して表のとおり7件について補助をすることを決めました。

次、おおさか環境賞の選考結果です。

この賞は、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全または創造に資する活動に取り組んでいる団体等を表彰するもので、16件の推薦がありました。その中から表のとおり10件を賞の対象と認めました。

その次に参ります。

一園一室木のぬくもり推進モデル事業の審査結果についてです。

これは、保育所の子供たちの保育や教育活動に活用する一室以上において、床や壁などの内装木質化工事に必要な経費を補助するもので、12件の申請に対して6件の補助を認めました。

グリーンストリート支援事業の審査結果についてです。

これは、「みどりの基金」を活用しまして、みどりの風促進区域において沿道の民間施設の緑化に取り組む府民や企業に緑化資材を提供する事業です。申請のあった1件について審査し、コーナン殿島店での花壇を中心とした店舗敷地沿い緑化という事業計画に支援をすると認めました。

次、おおさか優良緑化賞、これの審査結果です。

この賞は、大阪府自然環境保全条例などに基づいてなされた建築物の敷地緑化のうち、都市環境の改善に貢献する緑化や建築物敷地内の魅力向上に資する緑化、新たな緑化手法のモデルとなる緑化など、すぐれた取り組みに対し顕彰するものです。11件の応募がありまして、表のとおり5件を賞の対象としました。これらの詳細は、参考資料としておつけしております第9回おおさか優良緑化賞受賞事例集をごらんください。

続きまして、「みどりの基金」の活用について御報告を申し上げます。大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討会議の中間取りまとめでは、多くの府民や来阪者が実感できる良好なみどりの町並みの創出が急務という提言がなされました。こうした中、「みどりの基金」の今後の方向性について確認をし、平成28年度から取り組めるものについては事業化するとともに、次年度以降も引き続き既存事業の点検を行い、整備以外への基金の活用についても検討していくこととしました。平成28年度に新たに実施する事業は、市街地中心部などの多くの府民の目に触れる場所で、接道部に良好な

緑陰空間を創出する民間企業への補助を行うという「実感できるみどりづくり事業」を行うことにしました。

最後に、環境保全基金の活用について御報告いたします。

この基金は、基金設置以降、原則として基金運用益を活用して各種事業を実施してきましたが、昨今の超低金利により、実施可能な事業が非常に限られたものとならざるを得ず、寄附者の思いを十分に生かしきれなくなっています。そこで、低炭素・省エネルギー社会の構築に向けた緩和策、適応策に資する施策に取り組むとともに、環境教育、環境学習の推進や行動を支援する仕組みの充実の取り組みを強化するため、平成28年度から基金を計画的に取り崩し、事業を展開することにしました。平成28年度に新たに実施する事業は、資料に記載しております4事業でございます。

以上で報告を終わります。

奥野会長 ありがとうございます。急がせてしまって申しわけないです。部会で精力的に審査していただいたことが環境審議会の決議になりますが、何か御指摘ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、リサイクル製品の認定についての報告ですが、リサイクル製品認定部会からお願いいたします。

福岡委員 リサイクル認定部会会長の福岡です。

資料8-1について説明いたします。

資料8-1に書いていますように、平成27年9月11日と平成28年2月16日に、リサイクル製品認定部会を開催いたしまして、知事から諮問がありましたリサイクル製品の認定について審議を行いました。前回審議会以降、2回ありました。この審議結果についても部会の決議が環境審議会の決議となっていますので、部会の開催日と同日付で、審議会会長名で知事に答申いたしました。

内容については、資料8-2で表にしております。2ページをごらんください。

まず、第2回と書いてある分ですが、表の真ん中の列です。平成27年9月11日に開催した第2回部会では、再生舗装材など21製品について審議をいたし

ました。審議内容は置きまして、表の下のほう、審議結果で、19製品について認定することが適当と認められました。2製品につきましては、原材料である循環資源の取り扱いなどについて疑問点がありましたので、追加資料を求めて、継続して検討を行うこととなりました。

次に、表の右側の第3回です。平成28年2月16日に開催したもので、47製品について審議いたしました。47製品全てについて認定することが適当と認めました。前回の部会、第2回で継続して検討することとしました2製品につきましては、申請が取り下げられましたので審議を終了いたしました。この製品などの詳細につきましては、4ページから6ページの別紙1及び別紙2です。第2回が別紙1、第3回が別紙2に示しています。

答申を踏まえ、別紙1の製品については昨年10月1日付、別紙2の製品については、この3月1日付で、大阪府で製品の認定が行われています。

続きまして、資料の3ページ目にお戻りください。

6月に開催されました前回の環境審議会でもリサイクル製品認定制度のあり方について答申をいたしました。それを踏まえ、大阪府のほうで認定の実務を規定している大阪府リサイクル製品認定要領などを11月に改正していただいています。改正後の制度に基づきまして、繰り返しリサイクルされる製品については、「なにわエコ良品ネクスト」という、3ページの表の一番左端です。それとして認定されることとなっています。現時点で、16製品がネクストとして既に認定されていますので、そのことについては御報告いたします。今、私の手元にその一例がありまして、学校用の強化磁器食器で、これがネクストの製品になっています。本日、受付横でも展示していますので、お帰りの際にでもごらんいただければよろしいかと思います。

リサイクル製品認定部会からの報告は以上です。

奥野会長 ありがとうございます。

部会でこのように審議されて結果が我々の審議会の決議になりますので、御了解いただきたいと思います。

何か御指摘ございますか。よろしいですか。

何かぎりぎりで、あと5分しかなくなりました。最後の6、5分で

はちょっと無理だと思うので、最初に少しだけお許しいただきたいと思うんですが、先ほど話に出てきた環境総合計画部会の報告を榎村委員のほうからお願いしたいと思います。

榎村委員 それでは、最後ですが、大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果について、榎村から御報告させていただきます。

本日これまで各部会における審議事項、報告事項について御議論いただいたところでございますけれども、環境総合計画部会におきましては、各分野を包含する大阪21世紀の新環境総合計画について、平成23年度の策定以降、進行管理を行っているところでございます。

今年度におきましては、平成27年8月19日に点検評価を行いましたので、その内容について御報告いたします。

点検評価の結果を御報告する前に、点検評価の手順と評価のベースとなります大阪の環境の状況及び環境に関して講じた施策の資料について、大阪府より説明をお願いいたします。

馬場環境農林水産総務課長 事務局をやっています環境農林水産総務課でございます。

それでは、資料9-1、9-2を用いて御説明させていただきます。

点検評価の手順について、最初に御説明を申し上げます。

環境総合計画は、各施策・事業の年度ごとの達成状況を、府の自己評価をベースに環境総合計画部会において点検評価をしていただくことで、PDCAサイクルを毎年回して進行管理を行っています。具体的には、前年度に講じました施策・事業から代表的なものを抽出いたしまして、個別の施策・事業ごとにその取組指標、実績、進捗状況などについて、まず、府みずからが評価を行いまして、府みずからの自己評価について、部会でアウトプットの達成状況を見ながら専門的な見地で点検評価を行っていただくという形になっております。これら個別の施策・事業の評価に加えまして、さらに、この環境総合計画の柱である低炭素、資源循環、生物多様性、健康、快適な地域づくりの5つの分野から、毎年1つもしくは2つの分野を選定しまして、重点的に、より詳細な点検評価を行っていただくことになっております。今回は、資

源循環型社会の構築を重点分野として評価いただいたわけではあります。

まずは、毎年度P D C Aサイクルを回します点検評価のベースとなる資料として、今回、現状、大阪の環境の状況がどうなっているかを資料9-1で簡単に御説明を申し上げます。

大阪の環境の状況の概要でございますが、大気、水質、騒音、化学物質、地球温暖化、廃棄物、各項目について、この中で述べておりますが、おおむね安定的に推移しておりまして、温暖化関係の項目や環境保全目標の達成率が低いPM2.5の項目など、これらについては改善が必要だと思っております。それ以外は、おおむね安定的に推移しているという状況です。

続きまして、9-2でございます。

こちらが先ほどお話をいたしました今回、部会で評価をいただいた平成26年度の環境に関して講じた施策の自己評価の概要です。

これにつきましても、まず、500程度の府の環境関連施策事業がございますが、この中で、分野ごとに、代表する69の施策をピックアップしました。これにつきまして、府自身が自己評価をいたしてございまして、自己評価の内容が、横の星印で示しております。

星の内容ですが、星の数は、進捗状況が想定以上の場合は星が4つ、想定どおりの場合は星が3つ、想定以下ですが、特に改善を要しない場合は星が2つ、想定以下で、かつ改善を要する場合、星が1つとなっております。

この用紙でも星2つが2つございまして、中ほどにございます廃棄物の循環型社会推進計画の推進が星が2つ、それから、右のほうにございます「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進が星が2つになっております。合計で、数でいいますと、星4つが13、星3つが51、星2つがこの2つ以外も含めて4つ、合計4つになります。多くが想定どおりの進捗状況である星が3つということで、我々自身は自己評価をいたしました。

例えば資料左にあるII-1、低炭素・省エネルギー社会の構築と、この分野の大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく届け出指導という欄でございますが、これは、届出対象事業者の温室効果ガス排出量が基準年度よりも4.7%の削減となっております、昨年度よりも大きく減りましたことから、

星4つということで自己評価させていただいたものです。

これらの自己評価をさせていただいた上で、最終的に部会のほうで府の自己評価が正しいかどうかを、アウトプットの実績と比べて、専門的見知から御審議いただくということでございます。

以上が、平成26年度に講じた施策の概要と、これに基づいて部会長のほうに御審議いただいたということでございます。

では、この後、部会長のほうに戻します。よろしく申し上げます。

榎村委員 それでは、当部会におきまして点検評価いたしました結果について御報告いたします。資料9-3をごらんください。

まず、個別の施策・事業の点検評価につきましては、各施策事業について、おおむね適切に自己評価がなされており、順調に進んでいるものと確認いたしました。なお、部会の審議の中でたくさんの指摘、意見がございました。幾つかを御紹介いたしますと、例えば環境教育につきましては、将来の府民の育成であることから、これからもっとしっかりと力を入れて引き続きやっていただきたいとの意見がございました。

また、2ページ目でございますように、生物多様性保全の研究用プログラムにつきましては、取組指標の実績が目標より少ないという御指摘や、評価に含まれている指標以外の取り組み内容も正確にあらわすべきとの御指摘がございました。また、自己評価に当たりましては、定量的な評価も大事ではありますが、取組指標が景気などによって左右されることもございますので、それら社会情勢などの状況を付記し、質による評価を行うべきとの意見もございました。

次に、重点分野であります資源循環型社会の構築の施策事業の点検評価につきましては、こちらもおおむね順調に進んでいると確認いたしました。例えば一般廃棄物につきましては、府として市町村への情報提供などの支援をさらに実施して、それが見えるようになってきたらいいのではないかとの意見もございました。また、リサイクル率のグラフについて、余り増減が目立たない表現となっていたことから、指数化したほうが状況を適切に表現できるのではないかとの意見もございました。

その他、全般的な事項といたしましては、各分野の専門部会と当部会との位置づけをもう一度確認すべきとの意見がございました。これにつきましては、環境総合計画部会では、個別実行計画の進行状況とか点検評価、専門部会での御議論を包含しながら、広く府の環境施策全体を見ながら議論を行うものであると、府との間で確認しております。

その他もろもろございますが、時間の関係もございますので、3ページ以降にまとめておりますので、ここでは説明を省略させていただきたいと思いません。

私のほうからは以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。最後、急がせてしまって申しわけございません。

我々がこういうやり方で、この総合計画をチェックしていきましようということがうまく機能し始めているのではないかと思うのですが、何か御指摘、御質問、ございませんでしょうか。

これからこういう形のやつがもう少しきっちり報告が出て、今までやってきたことが総合的に評価されるということで御了解いただけたらありがたいと思います。

ちょっと時間も超過していますが、何かなければ。最後、私が急がせて申しわけないんですけど。

それでは、最後の6個まで行きましたので、本日の環境審議会の議事をこれで終わりたいと思いますが、事務局のほうから。

司会（紀田総括主査） ありがとうございます。

閉会に当たりまして、環境政策監の竹柴から挨拶を申し上げます。

竹柴政策監 済みません。環境政策監の竹柴でございます。

多くの項目、長時間にわたり熱心に御審議賜りましてありがとうございます。

本日、一部修正の上、答申をいただくということになりました循環型社会推進計画につきましては、提案として新たな指標の設定ということもいただきましたので、それも含めてきっちりと次期計画に反映させて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、本日、数々頂戴しました貴重な御意見も踏まえまして、環境行政の充実、推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御支援のほどをよろしく願います。

本日は、まことにありがとうございました。

司会（紀田総括主査） ありがとうございました。

本日本日予定しておりましたものは、以上でございます。

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。